

高知県中山間地域生活支援総合交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。（以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中山間地域生活支援総合交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当する地域をいう。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域
- (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村地域として指定された地域
- (3) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域
- (4) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (5) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条又は第42条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に条件が不利であると知事が認める地域

(交付目的)

第3条 県は、地域と市町村とが一体となって、中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくりを進めるため、別表第1に掲げる交付事業者（以下「交付事業者」という。）に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金額の算定対象となる事業)

第4条 交付金額の算定対象となる事業（以下「交付金算定事業」という。）は、別に定める高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱第4条第1項第1号に掲げる事業であって、高知県中山間地域生活支援総合交付金実施要領に規定する要件等を満たす事業とする。

(交付対象経費)

第5条 交付された交付金は、次の各号に掲げる事業等に充当するものとする。

- (1) 減債基金等の基金への積立金（交付金算定事業を実施するために借り入れた地方債の元利償還金に充当する場合に限る）
- (2) 交付金算定事業を実施するために借り入れた地方債の元利償還金
- (3) 交付金算定事業に関連する事業に係る経費
- (4) その他生活用水確保支援事業に資するものとして知事が必要があると認める事業

(交付金の交付期間)

第6条 交付金を交付する期間は、交付金算定事業が完了した年度の翌年度とする。

(交付金算定対象経費等)

第7条 交付金算定対象経費、交付事業者、事業実施主体、交付率及び交付限度額等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 交付事業者は、交付金算定事業を実施しようとするときは、交付金算定事業ごとに別記第1号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の交付金交付申請書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等（交付金算定対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付の決定)

第9条 知事は、前条第1項の規定による交付金の交付の申請が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、当該交付事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者又は事業実施主体が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 知事は、交付金の交付の決定をする場合において、交付金の交付目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付することができる。

(交付の条件)

第10条 第3条に規定する交付目的（以下「交付目的」という。）を達成するため、交付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この場合において、交付事業者である市町村等が別表第1に掲げる事業実施主体に補助金等を交付する場合においても、市町村等は同様の条件を付さなければならない。

- (1) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び各市町村の財務規則等の規定に準じた競争入札等の方法によって、契約を締結しなければならないこと。
- (3) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金算定事業及び交付金を充当する事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第3条に定める交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 交付金算定事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (7) 交付金算定事業及び交付金を充当する事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を事業実施主体としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 事業実施主体への補助金等の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないかどうか等を慎重に審査したうえで決定すること。
- (9) 第5条第1項第1号の規定により交付金を減債基金等の基金に積み立てた場合で、第16条に定める実績報告時に提出した基金処分計画の内容について、提出後に変更があった場合は、速やかに変更後の基金処分計画書を作成し、知事に提出すること。

(交付金算定事業の着手)

第 11 条 交付金算定事業の着手は、交付金交付決定通知に基づき行わなければならない。

(交付金算定事業の重要な変更、中止及び廃止)

第 12 条 交付事業者は、交付金算定事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、変更の内容が分かる書類を添えて、あらかじめ別記第 2 号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 交付金算定事業の追加、全部若しくは一部の中止又は廃止

(3) 交付金算定事業の施行箇所の変更

(4) 交付金額の増額

(5) 交付金の交付決定額に対して 20 パーセントを超える交付金の減額（50 万円未満の減額を除く。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、交付金算定事業の内容の重要な部分に関する変更

2 知事は、前項の規定により変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、当該交付事業者に通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による承認をする場合において、必要に応じ交付金の交付の決定内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業実施期間の延長)

第 13 条 交付事業者は、事業実施期間を延長する場合であって、かつ、前条及び次条の規定に該当しない場合は、別記第 3 号様式による事業実施期間延長届を知事に提出しなければならない。

(繰越承認の申請)

第 14 条 交付事業者は、交付金算定事業が年度内に完了し難いと認められ、交付金算定事業を繰り越す必要がある場合は、別記第 4 号様式による繰越承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(遂行状況の報告等)

第 15 条 知事は、必要があると認めた場合は、交付事業者に対し、交付金算定事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(実績報告等)

第 16 条 交付事業者は、交付金算定事業の完了の日の属する年度の翌年度の 5 月 31 日（交付金算定事業を中止又は廃止した場合にあっては、中止又は廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日）までに別記第 5 号様式による交付金実績報告書を別途要領に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、交付事業者と事業実施主体が同一で、契約が 2 件以上にわたる場合は、別記第 6 号様式による契約状況総括表（実績報告）を併せて提出しなければならない。

2 交付事業者は、交付金算定事業が年度内に完了しない場合は、別記第 7 号様式による年度終了実績報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。この場合において、契約が 2 件以上にわたるときは、別記第 8 号様式による契約状況総括表（年度終了報告）を併せて提出しなければならない。

3 交付事業者は、第 8 条第 2 項ただし書の規定により交付金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の交付金実績報告書の提出時期までに当該交付金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 交付事業者は、第 8 条第 2 項ただし書の規定により交付金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の交付金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第 9 号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを県に返還しなければならない。

(交付金の額の確定)

第 17 条 知事は、前条第 1 項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付金算定事業の実施に要した経費の証票、帳簿等の調査により交付金額を確定し、当該交付事業者に通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額が同額である場合は、この限りでない。

(交付金の支払)

第 18 条 交付金は、交付金算定事業が完了した年度の翌年度で、前条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に支払うものとする。

(交付金の返還等)

第 19 条 知事は、交付金の交付の決定を受けた者又は交付を受けた者が、次の各号のいずれか

に該当すると認めるときは、交付金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付金を交付金算定事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 法令若しくはこの要綱の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (3) 交付金の交付の決定の内容又は当該決定に付した条件に違反したとき。
- (4) 交付目的に合致する活用ができなくなったとき（ただし、知事が特にやむを得ないと認めた場合を除く。）。
- (5) 別表第2に掲げるいずれかに該当するとき。

(事業成果のフォローアップ等)

第20条 交付事業者は、交付金算定事業の実施年度の翌年度からおおむね3年間交付金算定事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じ、交付事業者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第21条 交付事業者は、交付金算定事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第21条の2 交付事業者は、交付事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第22条 交付金算定事業、交付金を充当する事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月31日から施行する。

- 2 第8条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第10条第1号、第3号から第5号まで及び第9号、第16条第4項、第19条、第20条、第22条の規定並びに第14条の規定による繰越承認を受けた場合の第16条第1項、第3項及び第4項、第17条並びに第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和8年5月12日から施行する。

別表第1（第3条、第7条関係）

事業区分	分類	交付金算定対象経費	内容	交付事業者	事業実施主体	交付率	交付限度額
1 生活用水確保支援事業		給水施設又は水源管理道の整備、補修又は維持管理に要する経費 ※ただし、交付金算定対象経費100万円以下の小規模な修繕等を除く。	<ul style="list-style-type: none"> ・測量費又は詳細設計費（事前ボーリング調査等を除く。） ・新設又は既存施設の更新、改良若しくは修繕（配管、滅菌機、ろ過材の交換等） ・管理道整備（新設、拡幅、転落防止柵設置等） 	市町村、一部事務組合、広域連合又は複数の市町村が組織する協議会（以下「市町村等」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等 ・3戸以上で給水施設等を運営管理する団体 ・市町村長が交付の必要があると認める集落（以下「集落」という。） 	交付金算定対象経費のうち、地方債を充当した額から、当該地方債の元利償還金に対して措置される普通交付税を除いた額の5分の3以内	1事業当たり3,000万円 ※同一施設で行うアの事業に係る経費の合計額とし、本補助制度創設（平成20年度）以降の累計金額とする。 ※別途定める高知県中山間地域生活支援総合補助金交付要綱に基づく交付を受けている場合は、補助金との合算額とする。

別表第2（第9条、第10条、第19条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。